

京都市養正市営住宅整備工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル

問合せ内容及び回答

No	問合せ内容	回 答
1	【評価要領】 (別表) 評価基準 1 設計事務所の評価 ③業務成績について資料の提出は、必要でしょうか。	業務成績に関する資料の提出は不要です。
2	【設計業務委託仕様書】 P-3 第1章 設計業務概要等 5 設計と条件 (2) 京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事に係る実施設計 ウ (ア) 解体設計の図面作成にあたり、貸与いただける既存建物図面を利用してもよいと考えて宜しいでしょうか。	既存建物図面を利用させていただいて結構です。ただし、仕様書にもあるように、現地調査を行い、既存図面と現況で異なる部分がある場合は、新たに図面を作成いただく必要があります。
3	【設計業務委託仕様書】 P-3 第1章 設計業務概要等 5 設計と条件 (2) 京都市養正市営住宅13棟解体撤去工事に係る実施設計 ウ (イ) アスベスト等有害物質含有建材に関する分析業務は、別途と考えて宜しいでしょうか。本業務に含む場合、具体的な個所数等、仕様をご指示ください。	アスベスト等有害物質含有建材に関する分析業務としては、目視調査や書面調査等は必要ですが、アスベスト等有害物質含有建材に関する分析調査は、別途とお考えください。
4	【設計業務委託仕様書】 P-4 第2章 設計業務の範囲 2 追加業務 土壌対策汚染法に関する手続きおよび調査等の業務は別途と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	【設計業務委託仕様書】 P-18 第4章 別表 別表第2 追加業務の範囲 (建築・電気設備・機械設備) 住民説明等の説明会立会いは別途と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6	【設計業務委託仕様書】 P-20 第4章 別表 別表第3-1 業務委託の範囲の補足（建築） 省エネ適判申請の1回目の手数料は他の申請と同様に別途と考えて宜しいでしょうか。	省エネ適合性判定申請の手数料については、本市への申請となるため、京都市告示第103号に基づき、計画通知申請と同様に免除となります。なお、構造計算適合判定、住宅性能評価申請及びBELS申請については、1回を限りとして、手数料を本市が別途支払います。
7	【f_既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事基本方針】 P-18 1 図面（1）図面に明記すべき項目 ウ 「アスベスト含有箇所・範囲は、その旨明記する」と示されていますが含有箇所の判断は、目視調査及び建設年度から想定と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

以上